

浄化槽管理者のみなさまへ

令和4年度 浄化槽維持管理費補助金のご案内

大村市では、大村湾や河川の水質汚濁を防止し、みなさまの生活環境や自然環境を守るため、浄化槽を適正に維持管理している「浄化槽管理者」に補助金を交付しています。

補助金の交付を希望する場合は、次のとおり申請書類を提出してください。

1 提出できる期間と場所

期間内に申請書類を窓口を持参か郵送で提出してください。

なお、期間内に提出できない事情があるときは、大村市上下水道局業務課にご相談ください。

①持参する場合

	期 間	場 所	時 間
通常窓口	令和5年1月16日(月)～3月17日(金) ※土日祝日を除く	上下水道局	8時30分から 17時00分まで
臨時窓口	令和5年2月27日(月)～2月28日(火)	松原出張所	14時00分から
	令和5年3月2日(木)～3月3日(金)	萱瀬出張所	16時30分まで

②郵送する場合

送付先	〒856-0825 大村市西三城町124番地 大村市上下水道局 業務課 総務グループ	(書類の受付期間は 通常窓口と同じです)
-----	---	-------------------------

ご注意 期間や場所は変更となる場合がございます。事前に「広報おおむら」や「大村市上下水道局のホームページ」で確認してください。

2 補助対象となる経費

- ①法定検査(11条検査)の手数料
- ②保守点検や清掃の代金
- ③電気代(※)
- ④その他維持管理に必要な修理や部品交換の代金

(※)電気代は浄化槽の種別と使用月数から定額で算出します。

3 補助対象となる要件

補助を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

- ①設置場所が下水道等の整備が終了した区域ではない。
- ②令和4年4月から申請日までに、法定検査（11条検査）を受けている。
- ③令和4年4月から申請日までに、保守点検（3回以上）と清掃を実施している。
- ④市税を滞納していない。

補 足	<p>要件②は、以下のときは免除になる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽を設置したばかりで、法定検査（11条検査）の時期が来ていないとき ・下水道等に接続したため、法定検査（11条検査）を受ける必要がなくなったとき <p>くわしくは上下水道局におたずねください。</p>
--------	--

4 提出する書類

「申請書類」と「添付書類」を提出してください。

申 請 書 類	<ol style="list-style-type: none"> ①浄化槽維持管理費補助金交付申請書 兼 実績報告書（様式第8号） ②浄化槽維持管理費補助金交付請求書（様式第7号）
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> ①法定検査（11条検査）の「領収書」の<u>コピー</u> ②保守点検（3回以上）と清掃の「領収書」と「記録票」の<u>コピー</u> ③その他維持管理に必要な修理や部品交換の「領収書」の<u>コピー</u>（※） <p style="text-align: right;">（※）修理や部品交換がなければ提出は不要です。</p>

持 参 す る 場 合 に も っ て き た ほ う が い い も の	<ol style="list-style-type: none"> ①請求書に記載した振込先の通帳 ②請求書に使用した印かん <p style="text-align: center;">（請求書のチェックや間違いの訂正に使用します）</p>
---	--

ご 注 意	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類チェックリストで準備忘れがないか確認してください。 ・添付書類には浄化槽管理者に保存の義務がある書類もあります。必ずコピーを提出してください。
-------------	---

【 提出書類チェックリスト 】

提出する書類		確認
申請書類	①浄化槽維持管理費補助金交付申請書及び実績報告書(様式第8号)	<input type="checkbox"/>
	②浄化槽維持管理費補助金交付請求書(様式第7号)	<input type="checkbox"/>
添付書類	①法定検査(11条検査)手数料の「領収書」の <u>コピー</u>	<input type="checkbox"/>
	②保守点検(3回以上)と清掃の「領収書」と「記録票」の <u>コピー</u>	<input type="checkbox"/>
	③浄化槽の機能保持に必要な修理等の「領収書」の <u>コピー</u> (修理や部品交換がなければ提出は不要です。)	<input type="checkbox"/>

持参する場合に もってきたほうがいいもの	請求書に記載した振込先の通帳	<input type="checkbox"/>
	請求書に使用した印かん	<input type="checkbox"/>

- ・申請書類は記入例を参考に作成してください。
- ・添付書類は必ずコピーを提出してください。
- ・領収書がない場合は、支払いを証明できる書類(振替払込金受領書など)でも添付書類として認めます。ただし、「支払者」「支払先」「金額」「支払日」が明記されているものに限ります。ご注意ください。
- ・振込先の書き間違いが多く発生しています。通帳を持参いただいた場合は、受付のときに確認いたします。
- ・請求書が間違っていたときは、訂正のため印かんが必要です。請求書に使用した印かんをもってきてください。(違う印かんでは訂正できません)

 大村市上下水道局 <small>Omura City Water & Sewerage Works Bureau</small>	<お問い合わせ先> 〒856-0825 大村市西三城町 124 大村市上下水道局 業務課 電話番号：(0957) 53-1116 FAX番号：(0957) 53-1440
---	--